

ECの部品ダンピング規則

(L/6657、1990年5月採択)

【事実の概要】

EECは、1987年6月にダンピング防止税の迂回防止のための規則 (Reg. 1761/87) を制定した (現行のダンピング基本規則にも同じ規定が含まれている)。

この規定によれば、次の要件をみたすとダンピング防止税の「迂回」とみなされる。

1. ダンピング防止税の対象となっている製品と同種の製品がEEC域内で組立て又は生産されており、その組立又は生産が、ダンピング防止税の対象となっている製品の生産者と関連する (related) 又は連合関係を有する (associated) 者によって行われていること。
2. その組立又は生産が、ダンピング調査の開始後に開始されたか又は顕著に増加したこと。
3. ダンピング防止税の対象製品の輸出国を原産地とする部品の価額が、当該製品の全部品価額の60%を超えていること。

「迂回」に該当する場合には、EEC域内で組立て又は生産された製品にもダンピング防止税を課することができる (以下これを「迂回防止税」と呼ぶ)。迂回防止税の税率は、当初のダンピング防止税の対象製品に適用されるものを用い、税額は輸入部品の価額に比例する。(そこで同税は、実質的には輸入部品に課されるように見える。そのために、日本では「部品ダンピング税」といわれる。)

EEC当局は、この規定に基づき1987年7月から1988年10月 (ガットにおいて小委員会が設置された時) までに5品目 (電子タイプライター、電子はかり、油圧ショベル、普通紙複写機、ボール・ベアリング) に関して調査をし、決定を行った。日本の企業が部品を国産品から外国製品に切り替えるなどの「約束 (undertaking)」をしたのを受けて調査を終了したのが7件、迂回防止税の課税を決定したのが8件、一旦課税を決定した後、日本の企業が部品を国産品から外国製品に切り替えるなどの「約束」をしたのを受けて課税を撤回したのが4件あった。その後、さらに2品目 (ドット・プリンター、ビデオ・レコーダー) に関して調査が開始された。

ダンピング防止委員会の会合 (年2回開催) においては締約国のダンピング防止措置について定期的に検討がなされるが、1987年6月・10月、及び1988年5月に開かれた会合に

においてE E Cの新しい迂回防止規則についても討議が行われた。1987年10月には日本が、1988年1月には韓国が同規則についてガットに質問書を提出し、E E Cはそれに対する回答書を1988年5月にやっとガットに提出した。日本は1988年4月に、ダンピング防止協定14条1項に基づき同規則について討議するための特別会合を要請し、1988年5月6日に開かれた同委員会の特別会合においてこの問題に関して突っ込んだ討議が行われた。しかし、日本とE E Cの主張は平行線をたどった。そこで日本は同年7月27日に、ガット23条1項及びダンピング防止協定15条2項に基づいてE E Cに対して協議を要請し、ガットにその旨通報した。それに基づいて9月16日にブリュッセルにおいて2国間協議が行われたが、満足すべき解決が得られなかった。そこで日本は、ガット23条2項に基づき小委員会の設置を要請した。そして、10月19及び20日に開催されたガット理事会において、小委員会の設置が決定された。他方で日本は、ダンピング防止協定15条3項に基づいてダンピング防止委員会の調停も要請した（ダンピング防止協定においては、小委員会の設置を要請する前にダンピング防止委員会の調停を経なければならないことになっている）。しかし、10月24、25及び27日に開催されたダンピング防止委員会において、E E Cは、E E Cの措置の法的根拠はダンピング防止協定ではなくガット20条(d)であること、すでに同じ問題についてガットにおいて小委員会が設置されていること、9月に行われた協議はガットに基づく協議でありダンピング防止協定に基づく協議はまだ尽くされていないこと、などを理由として調停に反対した。そのために、ダンピング防止協定上の手続はそれ以上は進められなかった。

1989年5月ガット理事会議長は、小委員会の付託事項と構成は次のように合意されたことを締約国団に報告した。付託事項は、標準のものに従い「日本が付託した問題を一般協定の関連規定に照らして検討すること」とされたが、「この標準的付託事項は、当事国の1がガット6条はダンピング防止協定に照らして解釈されるべきだと主張すること、又は他の当事国がそれと違った主張をすることを妨げるものではない」との了解が付けられた。委員は、J. グリーンワルド<委員長>（米・元国務省次官補）、T. グローサー（ニュージーランド・参事官）、C. トーマス（カナダ・ブリティッシュ・コロンビア大教授）の3人となった。

小委員会は、当事国の主張を聞くために7月と10月に会合をもった。第3国ではアメリカなど6カ国が小委員会に意見を提出した。小委員会は1990年3月に報告をまとめたが、E E Cは文書を提出し小委員会に再考を促した。しかし小委員会はその判断を変えなかつ

た。1990年4月のガット理事会においてグローサー委員は、小委員会を代表して報告の要旨を説明し、E E Cの批判に対して口頭で反論を行った。5月の理事会においてE E Cは、迂回問題がウルグアイ・ラウンドで満足のいくように処理されない限りは同規則を撤廃しない旨の発言をしたが、報告の採択には反対しなかったので、報告は採択された。現在はE E Cの規則は、撤廃はされていないが事実上適用されていない。

【報告要旨】

1. 迂回防止税の賦課

E E Cは、迂回防止税はガット3条にいう「内国税」ではなく、2条にいう「関税」と主張する。しかし、同税は「輸入に際して又は輸入に関連して」課せられるわけではなく、2条にいう「関税」ではない。ある課徴金が「輸入に関連して」課されるかを決定するには、当該課徴金の政策目的ではなく、それが輸入の時点若しくは地点で徴収されるか、又は内国で徴収されるかが重要となる。この解釈は、本条の起草過程や過去の小委員会報告によっても支持される。また、当該課徴金が締約国の国内法上どのように分類されているかは、それが「内国税」か「関税」かを決定する基準とはならない。

迂回防止税は輸入部品の価額に比例して課される。他方で、国産の部品は迂回防止税の対象とはならない。従って、迂回防止税は完成品に課されるものではあるが、輸入部品に対して、同種の国内産品に課される内国税を超える内国税を間接的に課することになり、内国税に関して内国民待遇を定めた3条2項第1文に反する。

迂回防止税が3条2項第1文に反することが認定されたので、同税が3条2項第2文及び1条1項にも反するかを検討する必要を認めない。

E E Cは、迂回防止税は6条にいうダンピング防止税だとは主張しなかった。ところが、第3国たるアメリカが、6条はダンピング防止税の迂回を防止する措置の法的根拠となると主張した。しかし、被申立国が援用しなかった例外は検討しないこと、及び第3国のみが提起した論点は検討しないことが小委員会の慣例になっているので、迂回防止税が6条によって正当化されるかは検討しない。

そこで、E E Cが援用した20条(d)の例外について検討する。まず、E E Cのダンピング防止に関する一般規則は、同条にいう「この協定の規定に反しない法令」に当たることは仮定し、これを検討しない。そこで問題は、迂回防止税がその「遵守を確保する」措置に当たるかである。20条(d)は、一般協定に適合する法令の下で課された義務の履行確保に関

する措置にのみ適用されると解するのが相当である。この解釈は、20条(d)の文言、ガットの基礎をなすI T O憲章の文言との比較、20条(d)の目的、及びガットの例外規定（6条、12条、又は19条）の実効性確保の要請によって支持される。これを本件について見ると、E E Cのダンピング防止制度の下ではダンピング防止税を支払う義務しか課されない。そして、迂回防止税はダンピング防止税の支払義務の履行強制には役立たない。従って、迂回防止税は20条(d)によって正当化されないと結論する。

2. 部品に関する約束の受諾

3条4項によれば、輸入品は販売・使用などに関する法令及び「要件[requirements]」について内国民待遇を与えられる。そこでいう「要件」には、「企業が法的に履行することを義務付けられているもの」だけでなく、「企業が当該政府から便宜を受けるために自発的に受け入れるもの」も含まれる。従って、E E C内の企業が日本製の部品の使用を制限すると約束することを条件にして、E E Cが迂回防止税賦課手を停止したことは、3条4項に反する。3条4項に反すると認定したので、それが1条1項にも反するかを検討する必要を認めない。部品に関する受諾に関しても、E E Cは6条を援用しなかった。またそれは、前項1の場合と同様に、20条(d)によっても正当化されない。

3. 迂回防止税に関する規定それ自体

この規定は、迂回防止税の賦課をE C委員会や理事会に義務付けているわけではない。ガットに反する措置をとる権限を行政府に与えるにすぎない法律は、それ自体としてはガット違反を構成しない。

4. 部品についての約束の受諾及び部品の原産地規則の運用に関する基準の公表

迂回防止税及び部品に関する約束の受諾が3条2項及び4項に反すると認定したので、迂回防止規則の運用が透明性について定める10条に反するかは、もはや問題でない。

5. 結論

小委員会は、締約国団がE E Cに対して迂回防止規則の適用をガット上の義務と適合させるよう要請することを勧告する。

【解説】

1. 日本が申立てをした最初の事件

本件は、日本がガットに加盟して初めて23条2項に基づく申立てを行った事例である。（22条1項や23条1項に基づいて協議を求めた事例はこれまでにないわけではない。）

これまでは日本は23条2項の手続については申立てを受ける側にばかり立ってきた（絹より糸・アメリカ・1977年、皮革・アメリカ・1978年、皮革・カナダ・1979年、たばこ製品・アメリカ・1979年、皮革・アメリカ・1983年、利益の無効化・E E C・1983年、革製履物・アメリカ・1985年、農産物・アメリカ・1986年、アルコール飲料・E E C・1986年、半導体貿易・E E C・1987年、S P F加工材・カナダ・1988年、牛肉及びかんきつ類・アメリカ・1988年、牛肉・オーストラリア・1988年）。本件は、ガット紛争処理手続に対する日本の姿勢の変化を示すものとして注目される。通産省は1991年度から「通商特殊関税官」のポストを新設し、ガットのパネルを貿易相手国の不公正手続の改善手段として活用する方針であると伝えられる。本件で「勝訴」したという「『教訓』を生かし弱腰になりがちだった従来の姿勢」から「パネルへの提訴も辞さない『強硬姿勢』に転換する」とされる⁽¹⁾。

2. ガットの下での紛争処理手続と東京ラウンド協定の下での紛争処理手続の関係

ガットにおいては、東京ラウンド協定に基づく権利義務をめぐる紛争の処理のためには原則としてその協定に基づく特別手続が用いられ、ガットに基づく権利義務をめぐる紛争の処理のためにはガット23条2項に基づく一般手続が用いられる。ダンピング防止協定15条の注は、協定上の権利義務をめぐる紛争については、締約国は「一般協定に基づく権利を行使するに先立ち、この協定による紛争解決手続を尽くすべき[should]である」と規定している。そこで、協定に基づく権利義務をめぐる紛争については協定上の手続を尽くすことが一般協定を利用するための「前提条件」であると考える人もある。しかし、尽くす「べき」とされているので「前提条件」とまでいえるかには疑問がないわけではない。

本件においては、まず一般協定の下で小委員会が設置された。ガット上の権利義務に関する側面のみが一般協定に付託されたとも考えられるが、「当事国がガット6条はダンピング防止協定に照らして解釈されるべきだと主張することは妨げられない」との了解が付けられたことを考えると、協定上の権利義務をめぐる紛争についてもダンピング防止協定の手続を尽くさずに一般手続を利用することが認められた（言い換えれば、協定上の手続を尽くす「べき」という要件は絶対ではないことが認められた）事例と捉えることができよう⁽²⁾。

日本は、ガット23条2項の下で小委員会が設置された後、ダンピング防止協定の下でも協定委員会の調停を要請し、E E Cがそれに反対した。協定15条は、当事国が紛争を委員

会の調停に付託した場合には、委員会は当該問題を検討するために「会合する〔shall meet〕」とし、それでも解決されず当事国が小委員会の設置を要請したときは、委員会は小委員会を「設ける〔shall establish〕」と規定している。従って、協定の文言からはE E Cは協定の紛争処理手続をブロックすることはできないと解される。日本があくまで協定上の手続を進めることに固執したら、どうなっていたらうか。文言上からは、委員会はダンピング防止協定の下でも小委員会を設置しなければならないことになる。しかし、同じ問題を検討する小委員会が2つ設置されてしまってよいかという疑問が生じる。2つの小委員会が矛盾する結論を出すことになったら、收拾がつかなくなるからである。本件は、ジャクソンのいう紛争処理手続の「バルカン化」が現実の問題となって現れた事例といえよう。過去には、インドによるアーモンドの輸入制限事件においてスタンダード協定上とガット上とで2つの小委員会が設置されたという例があるが、これらの小委員会はそれぞれ別の問題を検討することになっていたもので、状況は異なる。

本件では権限事項は標準のものが用いられたが、「当事国がガット6条はダンピング防止協定に照らして解釈されるべきだと主張することは妨げられない」との了解が付けられた。そして日本がそのような主張をしたのに対して、E E Cもそれを受け入れた。ただし実際には、E E Cが迂回防止税をガット6条によって正当化しなかったので、小委員会はガット6条及びダンピング防止協定の解釈はしなかった。しかし理論上にせよ、ガット23条2項の下で設置された小委員会に対して東京ラウンド協定を解釈する権限が認められたことは注目される。その解釈が先例として東京ラウンド協定に加入していないガット締約国にも影響を与える可能性が出てくるからである。

3. ガットの解釈上の問題

(1) 「内国税」と「関税」の区別： 迂回防止税は「輸入に関連して」課せられるわけではないので「関税」ではなく、「内国税」に当たるとされた。そしてその際、ある課徴金が「輸入に関連して」課されるかを決定するには、それが輸入の時点若しくは地点で徴収されるか、又は内国で徴収されるかが重要となることが指摘された。「関税」と「内国税」を区別する際の一つの基準が示されたようにも見えるが、これは絶対的な基準とはいえない。3条の注釈によれば、輸入の時点又は地点において徴収される課徴金であっても、同種の国内産品と同様に適用されるものはやはり「内国税」とされるからである。

(2) 第3条4項の「要件」： 3条4項にいう内国民待遇を与えられるべき「要件」

には、「企業が法的に履行することを義務付けられているもの」だけでなく「企業が当該政府から便宜を受けるために自発的に受け入れるもの」も含まれるとされた。これは、カナダ外国投資審査法事件の報告より「要件」の概念を広げたものといえる。

(3) 法令の遵守確保措置の例外： 小委員会は、20条(d)は、一般協定に適合する法令の下で課された義務の履行確保に関する措置にのみ適用されるとし、迂回防止税はダンピング防止税の支払義務の履行強制には役立たないので、同税は20条(d)によっては正当化されないと結論した。これが本件の核心である。E E Cは、条約の解釈原則である実効性の原則を援用して、20条(d)を広く解釈しようとしたが、小委員会は、20条(d)はガットの例外を定めているのでこれをできるだけ狭く解釈しようとした。これは小委員会が3条4項の「要件」を広く解釈したこととは対照的である。20条(d)の適用は、過去においては1984年のカナダ外国投資審査法事件及び1989年の米国関税法337条事件においても否定されていた(1983年の自動車バネ部品事件では肯定されたが、その判旨は後の米国関税法337条事件で覆された)。20条(d)の適用をめぐるこのような困難を考えると、E E Cがガット6条を援用しなかったことが疑問となろう。

(4) ガット違反の法律

ガットに反する措置をとる権限を行政府に与えるにすぎない法律は、それ自体としてはガット違反を構成しないとされた。これは1987年のスーパーファンド事件でも指摘されたことであるが、一方的報復措置を認める米国通商法301条はそれ自体がガット違反かという日本にとっての関心事との関連で注目される判示事項である。

4. 迂回防止措置のガット適合性

現在ウルグアイ・ラウンドにおいて迂回防止措置を認めるべきだという提案がなされ、交渉が行われている。そのような事情があるので小委員会は、その任務が「現在のガットの規定に照らしてE E Cの措置を検討すること」に限られていることを特に付言した。この報告は、E E Cの措置がウルグアイ・ラウンドの結果を踏まえて将来適法とされることまで不可能にするものではない。また、迂回防止措置はいかなる形態のものもガットに違反すると判示したわけでもない(この点は1990年5月の理事会で日本政府も認めた)。特に本件においては、迂回防止措置とダンピングについて定めるガット6条との適合性の判断がなされなかったので、他の迂回防止規則(特にアメリカが1988年の包括通商法で導入した規則)がガットとりわけ6条によって正当化されないかという問題は残されている。

ウルグアイ・ラウンド交渉の行方が注目されるが、一定の迂回防止措置はこれを認める方向で進んでいるようである。

〈注〉

(1) 日本経済新聞1991年1月11日朝刊5面。

(2) なお、東京ラウンドの協定の中にはダンピング防止協定15条注のような規定をもたないものがあり（補助金協定など）、そのような協定の下では協定上の権利義務を巡る紛争に関してガット上の一般手続に訴えることがそもそも可能かどうかははっきりしない。しかし実際には、そのような協定の下でも協定上の特別手続を尽くさずに一般手続に訴えることが容認されている。

【参考文献】

『E C アンチダンピング規則とその運用 I I ——事例紹介と運用上の問題点』（公正貿易センター、1990年）

マーク・エイベル（国際商事法務編集部訳）「E E C 部品ダンピングの概要」『国際商事法務』15巻12号（1987年） 947頁

池田節雄『E C アンチ・ダンピング法——その実務と対応策』（1989年）

池田節雄「E C アンチ・ダンピング部品課税の実務的分析」『国際商事法務』15巻9号（1987年） 669頁

橋本明「E C の反ダンピング税の回避のための生産に対する措置」『国際商事法務』15巻12号（1987年） 1261頁

小室程夫『E C 通商法ハンドブック——ヨーロッパ保護貿易主義の構造』（1988年）

小室程夫「E C の迂回防止措置とG A T T パネル裁定」『貿易と関税』38巻11号（1990年） 38頁

柴崎洋一「E E C のスクリュードライバー条項とG A T T の裁定」『国際商事法務』18巻9号（1990年） 954頁

フィリップ・デ・シュメット（鈴木正具訳）「E C 反ダンピング部品課税について——輸入時点ではなく、E C 域内で組み立てられた後に関税を賦課する最近の改正」『国際商事法務』15巻11号（1987年） 839頁、12号951頁

Gerven, G. van, New Anti-Circumvention Rules in EEC Anti-Dumping Law, 22 Int'l

Law. 809 (1988) (ゲルウィン・ヴァン・ゲルベン (国際商事法務編集部訳)

「E E C反ダンピング法における新課税回避防止規定」『国際商事法務』16巻7号
(1988年) 537頁)

Note (Mcdermott, P.J.), Extending the Reach of Their Antidumping Laws:

The European Community's "Screwdriver Assembly" Regulation, 20 L. & Pol'y
Int'l Bus. 315 (1988).

Steenberger, J., Circumvention of Antidumping Duties by Imposition of Parts
and Materials: Recent EEC Antidumping Rules, 11 Fordham Int'l L. J. 32
(1988).

(岩 沢 雄 司)